

**北杜市地域公共交通会議
北杜市地域公共交通活性化協議会
(令和2年度第1回)
会 議 録**

北杜市企画部企画課

会 議 録

会 議 名：北杜市地域公共交通会議・北杜市地域公共交通活性化協議会（令和２年度第１回）

開催日時：令和２年７月１６日（木） 午前１０時～午前１１時３０分

開催場所：北杜市役所 ３階 大会議室

会議次第：協議事項

- （１）北杜市地域公共交通会議・北杜市地域公共交通活性化協議会について
 - （２）北杜市地域公共交通網形成計画の推進について
 - （３）幹線の愛称について
 - （４）自家用有償旅客運送の更新登録について
- その他について

会議資料：会議次第・資料

会議の公開・非公開の別（非公開の場合はその理由）：公開

傍聴人の数（公開した場合）：６人

出席委員：深沢信、兩宮正英（代理出席：上野正仁）、篠原勇（代理出席：鈴木修）、菊島貴（代理出席：小林実）、清水政英、藤原廣吉、清水永一、坂本利訓、丸茂浩、小石博、三井正三、奥石長時、和田喜則、藤巻伸夫、松澤尚利（代理出席：高木博史）、山本貴司（代理出席：鈴木賢一）、田丸雄大、藤原鉄也（代理出席：村上崇）、利根川昇、小林初男、大芝政敏、小澤健二、土屋裕、仲嶋敏光

欠席委員：鈴木 文彦

事務局：清水博樹企画部長、大芝一企画課長、
有賀英敏企画担当リーダー、大柴公太企画担当、奥石和弘企画担当

会議録署名委員：清水政英、藤原廣吉

(1) 北杜市地域公共交通会議・北杜市地域公共交通活性化協議会について（事務局）

(北杜市地域公共交通会議・北杜市地域公共交通活性化協議会の位置づけ)

- ・本市にあつては、公共交通を話し合う会議を2本立てで開催しており、基本的なことは一緒の部分もあるが、根拠法令が違っている。
- ・地域公共交通会議については、道路運送法に基づき設置しているもので、地域公共交通活性化協議会については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき設置しているもの。
- ・地域公共交通会議は、地域の実情に応じた乗合旅客運送の体系や運賃、そして、まさに本市が実施している市町村運営有償運送の必要性などについて協議している。
- ・地域公共交通活性化協議会については、地域公共交通網形成計画の策定及び実施に関して必要な協議をしていく。なお、地域公共交通網形成計画については、本年の法改正に伴い地域公共交通計画に改称されているが、法改正以前のものについては、地域公共交通計画とみなすこととなっているから、名称については、地域公共交通網形成計画のまま取り扱うこととする。
- ・地域公共交通会議を開催するメリットについては、市民バスはもちろん、民間路線バスなどの経路や運賃の設定などについて、この会議で協議が調えば、道路運送法に基づく手続きを簡略化・弾力化することができる。
- ・一方、地域公共交通活性化協議会は、この地域公共交通網形成計画を推進していく役割があり、計画に基づいて国から支援を受けることができる。

(質疑応答なし)

(2) 北杜市地域公共交通網形成計画の推進について（事務局）

(北杜市地域公共交通網形成計画の概要について)

- ・平成30年3月に北杜市地域公共交通網形成計画を策定した。本計画は、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン」として策定し、公共交通に関する現状分析を踏まえ、公共交通網（主に市民バス）の形成に関する方針を位置づけた。
- ・計画の中では、北杜市の状況として、高齢化が進行する中で自動車の運転が難しくなってくる人が増えること、県内で最も広い市域の広範囲に集落が分布し、8町村が合併した経緯もあり市内に生活圏が大きく4つに分かれていることを整理している。
- ・それを踏まえて、地域公共交通網の整備方針としては、「4つの生活圏（エリア）を単位に地域公共交通を再編」、「幹線と支線を組み合わせて効率的な地域公共交通体系を構築」「支線は住民（地域公共交通運営委員会）が主体となって計画・運行・改善を実施」等を位置づけている。
- ・前述の方針に基づき、平成30年4月に地域公共交通運営委員会を立ち上げ、2年間検討を重ね、令和2年4月より、新たな市民バスの運行を開始している。

(再編後の北杜市民バスの状況)

- ・日中に時間については、幹線として、0号車南循環線から3号車西線までの計4路線がエリアを跨いで運行している。また、支線については、明野・須玉エリアは、路線バスとして、津金百観音線、黒森江草線、明野ひまわり線、若神子新町境之澤線が運行し、他の高根・長坂・大泉エリア、小淵沢エリア、白州・武川エリアについては、デマンドバスが運行している。
- ・朝夕の時間帯については、幹線として、0号車南循環線から4号車白州～日野春線までの計5路線が、主に通学・通勤需要への対応として、長坂駅や日野春駅を目的地として運行している。
- ・4月以降の乗車人数については、コロナウィルス感染症の影響で、4月及び5月については前年同月比で6割減、6月については学校再開等により若干増加したが3割減となっている。
- ・また、支線については、各エリアによって乗車人数に大きな差があるため、この原因については、今後地域公共交通運営委員会を中心に分析し、改善や利用促進等を考えていく。

(地域公共交通運営委員会について)

- ・平成30年3月に策定した北杜市地域公共交通網形成計画では、住民と行政らがともに地域の公共交通について考え、理解・関心を深めつつ、自らが「つくり・守り・育てる」公共交通を目指しています。
特に、エリアごとの公共交通（支線）については、地域住民が主体となって取り組んでいくとしており、その支線について検討・合意形成、決定、改善していく組織として地域公共交通運営委員会を平成30年4月に立ち上げている。
- ・地域公共交通運営委員会は、本活性化協議会の下部組織として位置づけ、4つのエリアにそれぞれ設置している。
- ・地域公共交通運営委員会の役割は大きく3つあり、合意形成の場としての役割、地域公共交通を検討する組織としての役割、地域に対して利用促進・意識啓発をする役割となっている。
- ・地域公共交通運営委員会の構成メンバーは、区長（区長会長・副会長）、地域委員（会長）、民生児童委員（会長）、老人クラブ連合会（会長）、地域住民有志（継続委員・公募）、交通事業者としている。

(今後のスケジュールについて)

- ・2年周期での見直しを目安に、必要であれば、令和3年度末の見直しを考える方向で今後取組みを行っていく。今年度については、引き続き、新しくなった市民バスの周知を行うとともに、利用促進にも取組み、多くの方にご利用いただく中でご意見やデータを収集し検討材料を集めることに重点を置く。
- ・具体的な利用促進策については、各地域公共交通運営委員会に検討・実施を行っていくが、もしアイデア等あればぜひご意見をいただきたい。
- ・なお、市長のあいさつにあった通り、コロナウィルス感染症の影響への支援策及び利用促進策として、市民バス全線の3ヶ月間の無料化の実施を検討している。

(質疑応答)

委員

- ・幹線については、エリアをまたぐ移動を担うということであるが、どういうことを示しているのか。

事務局

- ・例えば、今この会議を行っている市役所は、明野・須玉エリアとなっている。もしも、ここから長坂駅や甲陽病院等に行く場合は、それら施設は高根・長坂・大泉エリアにあるため、幹線の0号車南循環線に乗って移動することとなる。また、幹線に直接乗れない場合は、地域を支線が細かく運行しているため、支線を利用してまちなかへ出てもらい、そこで幹線に乗り換えて遠くへ移動することができるようになっている。

委員

- ・私は、白州・武川の運営委員として検討に加わってきたが、幹線の西線については、エリアをまたぐ移動を担いきれていないと考えている。運営委員会は支線について検討を行うとなっているが、幹線について検討や意思決定を行うことはできないか。

事務局

- ・市内の交通体系としては、鉄道含め、乗り換えにより様々な移動ができるよう全てが結びついている。そうであるが故に、特に幹線については、特定の地域にとって利用しやすくしたとしても、他の地域にとっては利用しにくくなってしまふ等の利害が発生してしまう。幹線についても運営委員会の中で意見をいただくことはありがたいが、市全体で調整が必要となるため、あくまで市が中心となって検討していく。

委員

- ・市の考えはわかった。西線について、例えば、市役所に来る場合は日野春駅で乗り換えが必要となっており改善の余地があると感じており、意見を述べさせていただいた。

(その他、意見等なし)

(3) 幹線の愛称について (事務局)

(愛称の選定方法及び候補案について)

- ・市民バスに対して、愛着や関心を持っていただくきっかけづくりとして、幹線について愛称を設けたく、ご説明する。
- ・愛称案については、すでに昨年度に、県立北杜高等学校の生徒のみなさんから募集を行い、計163名から応募いただいている。今年度は、その中から愛称を決定する段階となる。
- ・決定にあたっては、市民による投票を行うことを考えており、投票にあたって、本活性化協議会において、最終候補案を3つに絞り込むことにしたい。

- ・については、投票の対象となる3案について、事務局案を作成したため、ご審議いただきたい。なお、案の作成及び選定にあたっては、北杜市や各路線の特徴、イメージカラーを踏まえつつ、全体として統一感のあるわかりやすい名称となっているかを重視している。
- ・まず、バス全体の名称「北杜市民バス」に関する愛称については、応募案の多くが「北杜」に関わるものであり、応募の多かった3案を選定している。
- ・次に、各路線については、北杜市の自然を取り入れた応募案が多く、その中で、各路線の特徴、イメージカラーを踏まえ、かつ全体として統一感がありわかりやすいものとして3案を選定している。これら3案以外についても参考として資料に記載しているためご覧いただきたい。
- ・合わせて、投票にあたっては、主に広報誌内にて各世帯に投票用紙を配布する。その広報誌案についてもご確認いただきたい。

(意見等なく、承認された)

(4) 自家用有償旅客運送の更新登録について (事務局)

(自家用有償旅客運送について)

- ・ここからは、北杜市公共交通会議として進めさせていただきたい。
- ・北杜市では、市内の一部の市民バス路線において、「自家用有償旅客運送」の登録を受けて、白ナンバーの車両にて運行を行っており、市民バスの幹線9路線のうちの8路線と、明野・須玉エリア支線の4路線がこの制度を活用した運行をしている。
- ・登録有効期限が令和2年9月30日と迫っているおり、更新登録を行いたため、その内容について本会議へお諮りする。
- ・なお、本来、有償で自動車を使用して旅客を運送する場合は、旅客自動車運送事業（道路運送法第4条に基づくバス・タクシー事業：緑ナンバー）の許可が必要である。しかし、本市のように、バス・タクシー事業が十分に成り立たず、地域における輸送手段の確保が必要な場合には、「自家用有償旅客運送」として、市町村やNPO法人等が、自家用車（白ナンバー）を用いて運送を行うことができることとなっている。

(自家用有償旅客運送の更新登録の内容について)

- ・更新登録の内容については、本年4月以降の現運行中のものと同じであり変更はない。
- ・運行車両としては、幹線として5台、支線として2台、予備車両として12台を登録する。
- ・幹線の運賃、路線図、時刻表について、北杜市民バスガイドブックにてご説明する。
- ・運賃については、P3にあるとおり、普通運賃については、1乗車200円を基本とし、高校生以下、障がい者及び介護人は1乗車100円としている。その他に、パスポート乗車券（定期券）や回数券の設定を行っている。
- ・路線図と時刻表については、P4、5に日中運行している幹線の通院・買い物便4路線の路線図があり、P6以降はそれらの時刻表を掲載している。P12、13には、朝夕運行している幹線の通学・

通勤5路線の路線図があり、P14以降はそれらの時刻表を掲載している。

- ・幹線の運賃、路線図、時刻表について、北杜市民バスガイドブックにてご説明する。
- ・運賃については、P3にあるとおり、普通運賃については、1乗車200円を基本とし、高校生以下、障がい者及び介護人は1乗車100円としている。その他に、パスポート乗車券（定期券）や回数券の設定を行っている。
- ・路線図と時刻表については、P4、5に日中運行している幹線の通院・買い物便4路線の路線図があり、P6以降はそれらの時刻表を掲載している。P12、13には、朝夕運行している幹線の通学・通勤便5路線の路線図があり、P14以降はそれらの時刻表を掲載している。なお、幹線については、基本的に毎日運行しているが、通学・通勤便5路線全便と、通院・買い物便4路線の一部便が土日祝日運休となっている。また1月1日から3日までは、全路線運休となる。
- ・明野・須玉エリア支線の、運賃、路線図、時刻表についてご説明する。
- ・運賃については、幹線と同様に、普通運賃については、1乗車200円を基本とし、高校生以下、障がい者及び介護人は1乗車100円としている。その他に、パスポート乗車券（定期券）や回数券の設定を行っている。
- ・路線図等については、津金百観音線、明野ひまわり線、黒森江草線、若神子新町境之澤線の4路線が北杜市役所を中心に、四方へ運行し各地域から、市役所や塩川病院周辺へおでかけできるよう運行している。なお、これら支線については、土日祝日運休で、平日のみの運行となっている。また1月1日から3日までは運休となる。

（デマンドバスについて）

- ・自家用有償旅客運送ではなく、緑ナンバーでの運行となっているデマンドバスについては、本議題と直接関係はないが、参考までにご案内させていただきたい。
- ・高根・長坂・大泉エリア、小淵沢エリア、白州・武川エリアの支線については、デマンドバスが運行している。
- ・路線バス（定時定路線）は、あらかじめ定められた経路を決められた各バス停の通過時間に応じて運行を行う形式である一方、デマンドバスは、利用者の予約（デマンド）に応じて、通過するバス停や行き先、経路を変更しながら運行を行う形式であり、どちらもメリット・デメリットがある中で、各エリアでどちらかを選択し運行している。
- ・デマンドバスは、タクシーのようなイメージを抱くことがあるが、乗合いのバスであるため、タクシーとは異なり、行ける場所（目的地）や運行時間帯を定めている。
- ・目的地については、各エリア内の商業施設や病院、公共施設、金融機関や郵便局、駅等を設定している。運行時間帯については、お出かけ便とお帰り便を設定し、乗合って運行できるように、運行の方向性を定めている。なお、土日祝日運休で、平日のみの運行となっている。また1月1日から3日までは運休となる。
- ・乗車するには、あらかじめ予約が必要で、原則利用する日の2週間前から前日までの受付となっている。また、初回利用時は、予約に先立って利用者登録の手続きが必要となる。
- ・なお、運賃については、普通運賃については、1乗車300円を基本とし、高校生以下、障がい者

及び介護人は1乗車100円としている。その他に、回数券の設定を行っている。

(意見等なく、承認された)

以上

署名委員

署名委員
